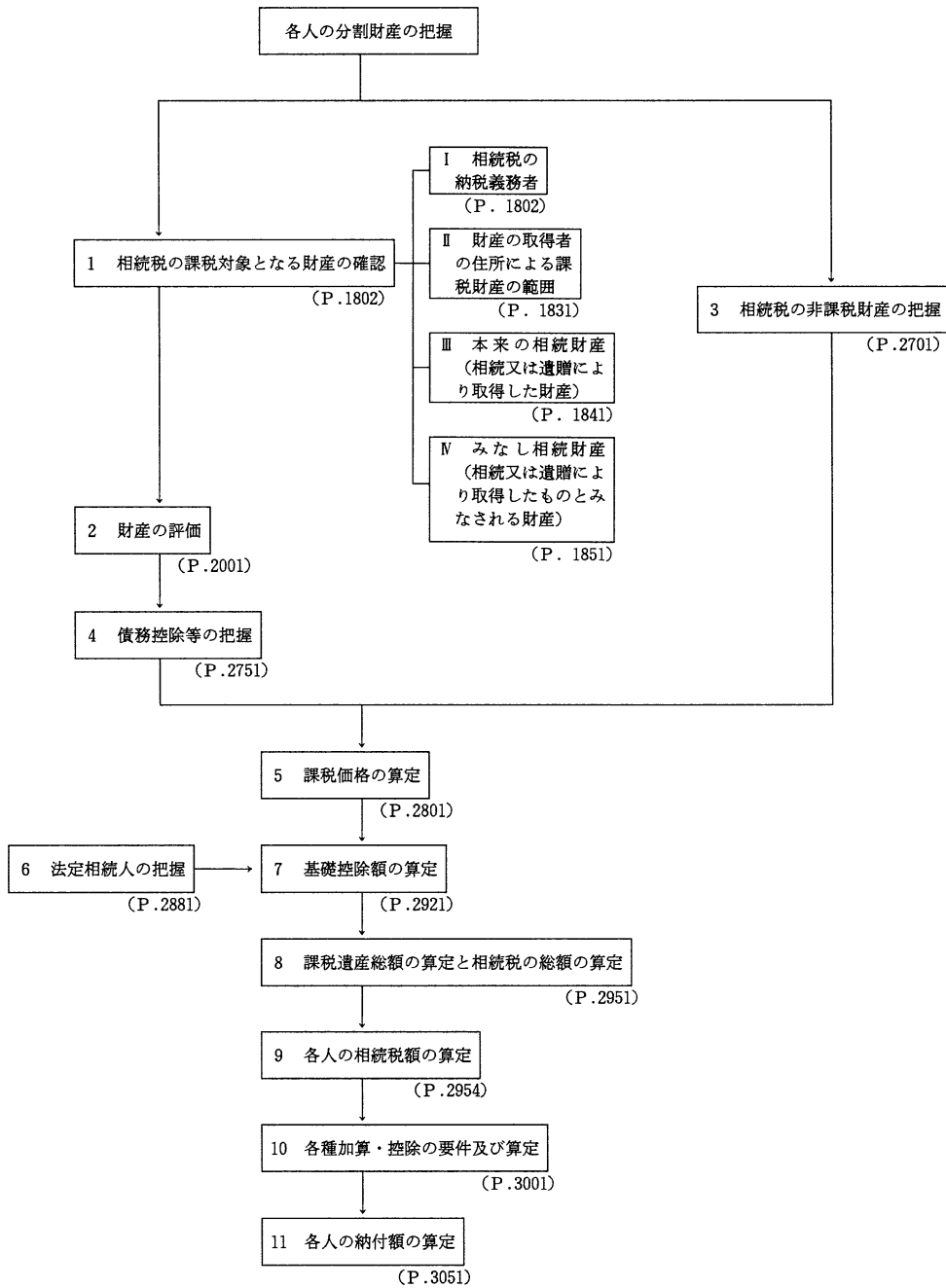
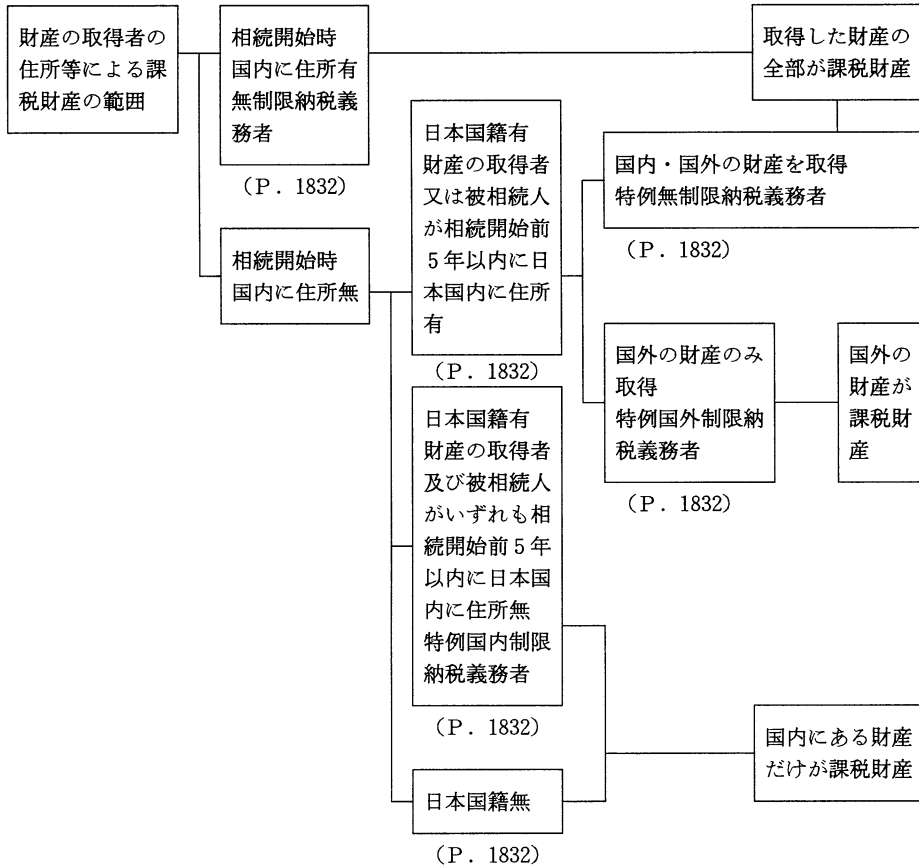


第2編 相続税の算定と申告



II 課税財産の範囲



1 課税財産の範囲

チェック項目	該当法令通達等	然	否
<p>① 財産取得時に住所等が日本国内にあるかどうかにより課税範囲が次のように異なるが留意したか。</p>			
<p>(ア) [*]無制限納税義務者[*]（国内に住所がある者） 取得した財産の全部が課税財産となる。</p>	<p>相法1の3①, 2 ①, 相基通1の3 ・1の4共—3(1)</p>		
<p>(イ) [*]特例無制限納税義務者[*] 国内に住所がない者で、日本国籍を有する者（相続人又は被相続人が相続開始前5年以内に日本国内に住所を有したことがある者に限る）の場合で国内及び国外にある財産を取得した場合は、国内に住所がある者と同様に、取得した財産の全部が課税財産となる。</p>	<p>相法1の3②, 2 ①, 相基通1の3 ・1の4共—3(1)</p>		
<p>(ウ) [*]特例国内制限納税義務者[*] 国内に住所がない者で、日本国籍を有する者（相続人又は被相続人が相続開始前5年以内に日本国内に住所を有したことがない者に限る）は、国内にある財産だけが課税財産となる。</p>	<p>相法1の3③, 2 ②, 相基通1の3 ・1の4共—3(2)</p>		
<p>(エ) [*]特例国外制限納税義務者[*] 国内に住所がない者で、日本国籍を有する者（相続人又は被相続人が相続開始前5年以内に日本国内に住所を有したことがある者に限る）の場合で国外にある財産だけを相続した場合には、国外にある財産が課税財産となる。</p>	<p>相法1の3②, 2 ①, 相基通1の3 ・1の4共—3(1)</p>		
<p>(オ) 国内に住所がなく日本国籍を有しない者は、国内にある財産だけが課税財産となる。</p>	<p>相法1の3③, 2 ②, 相基通1の3 ・1の4共—3(2)</p>		
<p>② 上記の(イ)から(エ)の適用は平成12年4月1日以後に相続により取得した財産に係る相続税について適用されるが留意したか。</p>	<p>平12改正措法附則 17①, 19①</p>		
<p>③ 相続又は遺贈により財産を取得した時において、法施行</p>	<p>相基通1の3・1</p>		

◆ アドバイスのためのチェックリスト◆◆

チェック項目	該当法令通達等	然	否
<p>(1) 剰余金等</p> <p>① 保険金とともに取得する剰余金・割戻金・前納保険料の額も保険金の額に含めるが、留意したか。</p>	相基通 3-8		
<p>(2) 契約者貸付金等</p> <p>① 保険金から契約者貸付金の額が控除される場合、保険金受取人は、控除後の実際手取り金額を取得したものとして取り扱われるが留意したか。</p> <p>② 契約者貸付金の額に相当する保険金及び債務は次のように取り扱われるが留意したか。</p> <p>(ア) 契約者が被相続人の場合…その部分の保険金及び債務はいずれもなかったものとする</p> <p>(イ) 契約者が被相続人以外の者の場合…その契約者がその部分の保険金を取得したものとする</p> <p>③ 保険料の振替貸付に係る貸付金、未払込保険料がある場合も上記①②と同様であるが留意したか。</p>	相基通 3-9		
<p>(3) 保険料</p> <p>① 算式の「被相続人が負担した保険料の額」及び「払込保険料の総額」については、次の点に留意したか。</p> <p>(ア) 保険料の一部につき払込みの免除があった場合、その免除された保険料は、算式の「保険料」には含まれない。</p> <p>(イ) 振替貸付による保険料の払込み又は未払込保険料があった場合、その部分の保険料は、契約者が払い込んだものとする。(振替貸付の貸付金が金銭により返済されているときを除く)</p> <p>(ウ) 契約転換制度により生命保険契約を転換した時の転換前契約に基づいて負担した保険料も含まれる。</p>	相基通 3-13, 3-14		

共稼ぎ夫婦が住宅を購入した場合の注意点

① 住宅の登記名義に注意

共稼ぎ夫婦が住宅を購入する場合、頭金を二人で出し合って、また、住宅ローンも二人の稼ぎから夫婦共同で返していく、ということによくあると思います。その場合、住宅の登記名義に注意しないと、贈与税の課税がされるなど、税務上、思わぬトラブルになる場合があります。

例えば、頭金は夫婦二人で半分ずつ出し合って、住宅ローンは共稼ぎで二人で返していくけれども、住宅の登記名義は夫一人というケースでは、妻が頭金と住宅ローンで負担した金額について、妻から夫への贈与があったとして贈与税の課税が行われます。

② 税務における考え方

税務上は、夫婦とはいっても財産はあくまで別と考えています。住宅のうち、夫が出した頭金や、夫が負担する住宅ローンによって取得した部分は夫のもの、妻が出した頭金や、妻が負担する住宅ローンによって取得した部分は妻のものと考えます。

また、不動産の登記は対抗要件であって、登記名義が必ずしも真の所有者を表すとは限りませんが、税務上は、原則的に登記名義によって課税が行われます。

したがって、頭金や住宅ローンの負担関係と住宅の登記名義（共有登記の持分）にズレがある場合、贈与があったとして課税されることになります。

③ 贈与課税がされないための登記——共有持分の計算——

贈与税がかからないようにするには、どのように登記すればよいでしょうか。頭金と住宅ローンをそれぞれ夫婦がどのくらい負担したかを計算し、それから、それぞれ夫婦が住宅のどれくらいの持分を持っているのかを計算します。そして、その持分に応じて登記をします。

設例で見てみましょう。

（設例）

住宅の取得価額 5,000万円

五十音索引

本文中で*がついた用語に関しては解説を掲載しています。

【あ】

- 遺産分割協議書..... 306
- *移設困難な機械装置の補償金.....6012
 取用等により機械装置の移設を要することとなった場合で、そのもの自体を移設することが著しく困難であると認められる資産について交付を受ける補償金は対価補償金として取り扱われる。
 また、これに該当しない場合でも、機械装置移設費用がその機械設備新設費用を超える等の事情により、移設費用の補償に代えて、新設費用の補償を受けた場合は、その事情が事業施行者の算定基礎等に照らして実質的に対価補償金を交付したものであることが明確であるとともに、交付を受けたものが現にその補償の目的に適合した資産を取得し、かつ、旧資産の全部又は大部分を取壊し、廃棄し、スクラップ化しているときに限り、対価補償金として取り扱うことができる（措通33—15）。
- *遺贈..... 185
 被相続人の遺言により受けた利益等
- *一定の施策（措令25⑤）.....7503
 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画又は同法第129条の6に規定する認定再開発事業計画
- *一定の場合に取得した金銭.....2725
 (1) 非課税となる場合（措通70—3—2）
 ① 次の(ア)から(イ)までの場合に該当して取得した金銭は、「相続又は遺贈により取得した金銭」に該当するものとして取り扱われ、特定公益信託の信託財産とするために贈与した場合に租税特別措置法上の非課税規定の適用を受けることができる。
 (ア) 相続又は遺贈により取得した証券投資信託又は貸付信託の受益証券について、信託期間が満了した場合に取得した金銭
 (イ) 相続又は遺贈により取得した貸付金債権について弁済期間が到来した場合に弁済された金銭
 (イ) 相続又は遺贈により取得した預貯金について、払戻しを受けた場合の払戻された金銭
 ② 上記①の場合に非課税となる額は、従前の財産の価額による。（措通70—3—3）
- *一定の場合に取得した財産.....2723
 (1) 非課税となる場合（措通70—1—6(1)）
 ① 次の(ア)から(イ)までの場合に該当して取得した財産は、「相続又は遺贈により取得した財産」